

第12回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議

日 時：平成28年12月27日（火曜日）

午後6時から午後7時10分まで

場 所：パレス宮城野2階 はぎの間

1 開会

○司会：定刻となりましたので、第12回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めております宮城県環境生活部循環型社会推進課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿がございますので、恐縮ですが、そちらでご確認をお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。会議次第、出席者名簿と座席表のほかに、資料といたしまして、「8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）」、参考資料といたしまして「地域別保管量」と題した資料をお配りしております。

不足する資料がございましたら、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

2 あいさつ

○司会：それでは、開会に当たりまして、村井知事よりご挨拶を申し上げます。

○村井知事：開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

年末のご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

前回、11月3日の会議におきまして、県の考え方をご説明いたしました。8千ベクレル以下の廃棄物の処理を進めるために、県内すべての自治体に対してご協力をお願いしたわけでございます。

この約2か月間、一部事務組合の関係者も含めまして、それぞれの市町村において、処理の実現に向けて様々な面でご努力を賜りましたことを、まずもって感謝を申し上げます。

議会もそれぞれございましたし、また、住民説明会等を何回も開催していただきました。本当にありがとうございます。

原発事故から、まもなく6年が経過しようとしております。保管をされておられます皆さまから「早く持って行って欲しい」という、切実な声がございます。稲わらや牧草などが未だに県内各地で一時保管されたままになっている状態は、私といたしましては、大変遺憾であると考えておりますし、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

一方で、焼却炉や最終処分場等の施設周辺の住民の方々からは不安の声が上がっているのも、これもまた事実でございます。

皆さま方からいただきましたご意見をしっかりと受け止めまして、安全性

を確保しながら、この問題を解決に向かわせるために、色々な知恵を出していかなければならないというふうに思います。

今日は、皆さまから忌憚のないご意見を賜りまして、11月3日の会議よりも一歩二歩前に進めるような形でとりまとめたいと考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○司会：それでは議事に入ります。

ここからの進行は、若生副知事が務めさせていただきます。

3 議題

○若生副知事：進行役を仰せつかりました若生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題でございますけれども、次第に書いてございますように「8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）について」でございます。

今日の進め方でございますが、まず前回説明しました県の処理方針（案）について改めましてご確認していただいた上、この県の提案についてご賛同いただけるかどうかについて、皆さま方からご意見を賜りたいというふうに考えております。

会議の時間はおおむね1時間半程度を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは早速前回提案した県の処理方針（案）について、改めて環境生活部長から説明をいたします。

○佐野環境生活部長：環境生活部長の佐野でございます。失礼して、座って説明させていただきます。

「8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）」と題した資料をご覧願います。確認の意味で、改めて配布させていただいたものであり、内容に変更はございません。処理対象は、指定廃棄物を除いたもののうち、8千ベクレル以下と確認された約3万6千トンでございます。

処理方針（案）は7項目ございました。

県内すべての自治体が協力し、「混焼」による広域処理をしようというものでございます。ごく低い濃度から試験焼却を行い、安全性をしっかりと確

認しながら慎重に処理を進めることとし、処理を行う廃棄物の量につきましては、県が間に入って自治体間の調整を行いたいとしてございます。

また、「混焼」による広域処理とは別に、各自治体が堆肥化やすき込みなど、焼却以外の方法によって独自に処理を行うことも可能としてございます。

次に、試験焼却の考え方といたしまして、焼却する汚染廃棄物の量を「各施設当たり1日1トンまで」と限定するとともに、焼却灰の放射能濃度については、通常時の焼却灰の濃度からの上昇幅が、最大でも8百ベクレル程度となるように調整をすること、他の自治体の汚染廃棄物を焼却した場合でも、焼却灰を排出元の自治体へ返却することはせず、通常的一般廃棄物と同様のルートで埋立処分することをご提案したものでございます。

以上が、前回会議で提示した処理方針（案）でございます。前回の会議の後、各市町村において、議会や住民への説明を重ねていただきました。国や県からも積極的にご説明に伺い、直接、住民のご意見も伺ってまいりました。

処理の必要性については、ある程度ご理解をいただけたものと考えておりますが、焼却することに対する不安の声や、汚染廃棄物を移動すること自体への疑問の声もございました。

こうした不安や疑問に答えるためにも、8千ベクレル以下の廃棄物については、国と県内自治体が協力して、しっかりと処理を進めていくべきであり、広域処理という形で処理を実現したいと考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

- 若生副知事：それでは早速皆さまのほうからご意見を賜りたいと存じます。県といたしましては、いま説明したとおり、本日この県の方針にご賛同をいただき、年明けのなるべく早い時期から試験焼却を開始したいということでございます。この点についてご意見ある方は挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（挙手なし）

それでは、こちらから、大変恐縮でございますけれども、大量に多く保管している圏域の方々からご発言いただきたいと思っております。一番最初に大崎市長様のほうからお願いできますでしょうか。

- 伊藤大崎市長：いただいた資料では、たしかに一番うちが多いようでござい

ますので。これは大崎圏域全体ということで、大崎圏域、今日は私のほか4人の首長様方が来ておりますが、15,572トンございます。大崎市の場合は、6,255トンでございます。これは県や国の測定に基づいてということになります。

6,255トンのうち、4百ベクレル以下については2,931トン、約3千トンということになります。これらの汚染物は大崎市の場合は79%が民地で一時保管されているところであります。他の自治体と同じように稲わら2年、牧草5年ということでお約束をしておりますが、農家の方々、地域からは約束を履行するようということでも再三ご要望をいただいているところでございます。

その状況で、大崎市では、11月3日の市町村長会議を受けまして、市としての判断、あるいは焼却施設、処理場は広域で運用しておりますので、広域、そしてまた他の広域を構成している4自治体、あわせて5自治体での協議も重ねてきたところでございます。広域としては、「この所有しております焼却施設あるいは処分場は、地域の皆さまのご理解をいただきながら、これを使用していく」ということは確認をいたしております。

大崎市としましては、この問題を受けて、政策決定する庁議で、「県がお示された県の提案を受け入れて試験焼却を行う、そして、独自に行うというすき込みや堆肥化についても研究を重ねていく」ということの方針を決定して、全員協議会に説明をいたしました。懸念や反対の意見もありましたが、議会では市の方針について理解いただいたところであります。よって住民説明会を行わせていただきました。やり方はいろいろあると思いますが、私のところは施設があります2つの焼却施設周辺、処分場のあるところ、それと説明を求められた団体、ということで4回説明会を行わせていただきました。環境省からも県からもご出席いただきまして説明会をさせていただきました。ご参加いただいた方には基本的には理解を示していただいた方もありますが、出席いただいた方の大半は安全性に対する懸念、不安、疑問、ということがほとんどの方々から出ております。あるいは団体の中には反対の申し入れをされた団体もあります。しかし、同時にこのまま一時保管されている状況を、このまま手付かずの状況で処理をしないまま過ごすということには、皆さんこれは何とかしなければならないということにはご理解をいただいたところですが、試験焼却、あるいは本焼却に対してはまだまだ理解をいただいている状況であります。

よって大崎市としてはこのあと、これからも説明会を何度となく開催をさ

せていただき、また焼却施設所有地域周辺以外も、全市的に今後説明会を重ねていきたいと思っております。4百ベクレル以下についても、約3千トンありますが、大崎市としてはすき込み、堆肥化それぞれの研究もいたしました。が、民地でのすき込みは現実的に不可能だろうということで、公共用地として市が持っております牧草地などでということになりますと、限られた面積でありますので、農水省などから認められている範囲でやりますと、大崎市の独自試算ですと180年掛かってしまうということです。

4百ベクレル以下であってもそう簡単に処理できないということでもありますので、県が出された焼却をもってということは、現在一時保管されている汚染物を処理するためには、現在考えられる、やり得る最良の方法であろうという理解は私もしておりますし、市としてもいたしました。議会の大筋からご理解いただいたところであります。

しかし、住民の方々には、いかに数字を出してもその安全性に懸念や不安を抱いていることは事実であります。何度かの説明会に臨んで感じたことは、住民の方々には、こちらで国や県が出した数字に、やはり目に見えない分、不安や懸念を抱いております。よりわかりやすい安全を担保するためのデータであったり数字というものであったり、これを丁寧に出していくことの必要性を感じました。あるいは風評被害に対することも出ておりますが、このことも、仮に安全ということではありますが、「安全性が脅かされた場合の風評被害に対する担保、補償というものに対してはどうするのか」ということなども出されているところであります。あるいは安全性を確認するために見える化をどうするのか、情報を共有するためにはどうするのか、なんとか処理をしなければならないという意見を持ちながらも今まで出された説明資料だけでは安心できないということ、目に見えない分、性悪論に立つということになりますか、不安や疑問が先に立って、何とかしなければならないけれども現在示された状況で、「直ちに試験焼却OK、あるいは本焼却OK」ということには、なかなか住民の理解を今日まではいただけなかった状況であります。

しかし、市といたしましては、この状況をこのまま次の世代に先送りすることはできないという考え方を持っておりますので、より国や県からは、住民が不安を抱いていることを正しく理解いただくためのデータの提出であったり、説明をさせていただきながらご理解をいただく努力を重ねていきたいと思っておりますが、かなり時間がかかるのではないかと考えております。当初予定されたスケジュールで、果たして住民の方々はそのスケジュールの

中で理解をいただけるかどうかについては、極めて非常に難しい要因もあるのではないかと考えておりますが、精力的に、誠意を持って対応していきたいと考えております。現時点ではそういう考え方でありませう。

- 若生副知事：どうもありがとうございました。次に圏域として多いのが仙南地域でございますので、仙南広域の代表として柴田町長様のほうからご意見伺いたいと思います。
- 滝口柴田町長：仙南では、仙南地域広域行政事務組合のほうで最終的に焼却することになるんですが、仙南地域広域行政事務組合は2市7町で構成されております。施設のある角田市、それから隣接する大河原町、最終処分場のある白石市の首長さんには、住民への説明会、議会への説明、そうした中で安全性、健康への不安、風評被害への不安、それからバグフィルターの懸念もあったようでございますが、これ以上農家の皆さんに迷惑をかけられない、前に進めるのもやむを得ないという首長さん方の苦渋の判断をいただきました。その結果、仙南地域広域行政事務組合の理事会で協議をさせていただきました。結果、空間放射線量を常時監視するモニタリングポストを、組合においては、仙南クリーンセンター及び仙南最終処分場に設置するとともに、施設の設置市である角田市、白石市及び隣接町である大河原町におきましてもモニタリングポストを設置し、住民の安全・安心に十分に配慮した監視体制を確立した上で、今回、仙南クリーンセンターは特殊事情がございますので、平成29年4月以降に仙南クリーンセンターにおいて汚染廃棄物の試験焼却を受け入れることを決定させていただきました。やはり最終的には燃やす前と燃やした後のきちっとしたデータが見える化する、今、大崎市長が言ったように、それで安心してもらうということが条件ということで決定をいたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。以上です。
- 若生副知事：どうもありがとうございました。次に多いのは登米圏域でございますので、登米市長様よろしくお願い申し上げます。
- 布施登米市長：当市では、11月3日の市町村長会議の結果ならびに宮城県のほうで測定をいただいた一般廃棄物の濃度の状況など、様々分析をさせていただきました。そしてその当初から、知事のほうから混焼というお話をいただきましたが、おそらくこういった保管状況であれば、本市に関しまして

はどうしても他圏域の皆さんにご協力をお願いをせざるを得ないような状況が想定されるだろうというようなこと、また、そういった取り組みにあたっては、最大限我々として努力ができる範囲を、しっかりと対策を取らなければならないという思いを持って、実は持ち帰らせていただいたところでもございました。そしてその中で、このセシウム濃度の分類等を拝見いたしますと、4百ベクレル以下の汚染廃棄物が75%を超える状況にあるということ、そして、非常に高濃度と言われるものが当市に関しましては非常に少ないという状況の中から、様々、市としてもすき込みの方策はないのか等々について研究を重ねてまいりました。そして、そういった取り組みの内容等については、本市といたしましては指定廃棄物、一般廃棄物ともに非常に保管量が多いということで、議会のほうでも特別委員会を設置しておりまして、その中で市としての取り組みの概要等について聞き取りをいただいたということでございます。そしてそういった状況の中で、我々といたしましては、「最大限県内の各自治体にできるだけご迷惑をかけない方策をとということで、すき込みの実証試験をまず取り組む」ということについて内容の確認をし、そしてその件に関しましては議会にもご了解をいただいたところでもあるわけでもございます。そしてその上で、議会の特別委員会のほうからは、「試験焼却によらない方策を最大限、実証・検証すべし」という意見書もいただいたということもございまして、我々といたしましては、できる限り県内各自治体の皆さまにも、できるだけご迷惑をかけない方策を最大限まずとらなければならない、そしてその取り組みにあたっては、この12月末までの期間では十分な検証検討はちょっと難しいというような状況がございました。ですから我々といたしましては、まずは、焼却も一つの方策かとは思いますが、最大限焼却によらない方策を、我々としては、まずはその方策をとらせていただきたい、そしてその時間を今しばらくいただきたいというのが、我々の思いということでございます。あとは、できる限り、やはり、焼却についてということだけでなく、他のすき込み等についても、おそらくその思いの濃淡はあるにせよ、不安を抱えてらっしゃる皆さまは、県内各地、当然当市にも数多くいらっしゃるというような状況でございますので誠心誠意、そういった取り組みにつきましては、実証のデータもきちんと、分析結果も公表しながら、その取り組みにあたってまいりたいというふうに考えているところでございます。

県のほうで様々な取り組みをいただいたことについては高く評価をしておりますし、地域住民の保管を余儀なくされている生産者の皆さん、農家の皆

さんの一日も早い処理を図らなければならないということは我々も論を俟たないところでございます。しっかりとした取り組みにつなげていきますように、また、こういった地域別保管量のデータ等見ましても、実は県内各自治体の中でもその保管の濃度の分類は一樣ではございませんので、そういった分につきましては、もちろん我々の取り組みを他の地区に強要するということとはございません。我々としてできること、しっかりとまずは取り組みをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。そしてその上で、最終的にすべての廃棄物の処理のあり方というものについて、もう一度しっかりと検証も含めて取り組まなければならないものと考えているところでございます。もう少々お時間をいただければというふうに思っています。

○若生副知事：ありがとうございます。次に多い順でいきますと栗原圏域でございますので、栗原市長様よろしくお願いたします。

○佐藤栗原市長：今回、知事が汚染廃棄物保管農家の不安を一日も早く解消すべく、県内全市町村で力を合わせて汚染廃棄物の処理を進めようとご尽力された姿勢と想いについては十分に理解いたしたところであります。

その想いを受け、11月3日の市町村長会議において提案されました県の処理方針案につきまして、2度にわたり市民説明会を開催し、国・県の職員から説明をいただきましたが、説明内容に不透明な部分が多く、市民が納得のいくものではありませんでした。

逆に参加者からは、環境への不安や、健康被害に対する不安、そして風評被害など放射能への根強い反発があり、試験焼却に対し市民の理解を得ることは難しい状況にあります。

さらに、栗原市の焼却施設である栗原市クリーンセンターは、築30年で老朽化のため、今年度から3か年の大規模改修工事に着手しています。

工事期間中は、2系統ある焼却炉を通常ごみの搬入量にあわせて工事の行程を設定し、片方を停止しながら通常ごみの安定した焼却を行うことから、通常の一般ごみ以外を焼却することは困難な状況であります。

また、栗原市では3年前からクリーンセンターの改修工事を見据え、汚染廃棄物保管農家の不安解消のため焼却以外の各種の減容方法を検討し、その結果、堆肥による減容化を検討することになり、平成28年度において堆肥化による実証実験を行い、先日植物への移行はないという結果を得ております。

堆肥化による減容を進めるため、その処理基本計画の策定予算を12月議会に計上したところ、最終処分方法が見えないとのことで理解を得られませんでした。

堆肥化による減容でさえ議会の同意を得られない状況の中、ましてや焼却による処理については到底理解を得られないものであり、焼却はできないものと判断せざるを得ませんでした。

したがって、現時点では試験焼却を進められない状況にあります。

○若生副知事：ありがとうございます。一通り保管量の多い圏域の代表の方々のご意見をいただきました。

ここから、皆さま自由にご意見、あるいは所感のある方は挙手をいただいて、お話をいただきたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

岩沼市長様、こちらを向かれましたが。

○菊地岩沼市長：はい、岩沼市でございます。我々も11月3日以降、名取・岩沼・亘理・山元の2市2町の各議会や地域に説明を重ねて参りまして、色々ご意見をいただきました。そして本日午前中に組合議会を開催しまして、最終的な方針を決めて参りました。

そこで出された意見を申し上げますと、「協力をしたい」ということでまとまりました。

特に5年前の大震災の震災がれきを焼却した時に、処分に我々は困って、内陸部あるいは県外の方々にも焼却灰の処理をお願いして、受けていただきました。

今回それよりもさらに低い値の焼却灰ですので、我々としてはしっかりこれに向き合いたいということを確認させていただきました。

特に安全性についていろいろ言われました。非常に不安がっていますので、まず試験混焼で安全性をしっかり確認していただきたい。そして「恐れるのは正しく恐れる。よく理解して対応して欲しい」ということが出ております。

それから、我々が持っている焼却施設は、この4月に稼動したばかりで最新鋭でございます。このバグフィルターを使って実験をして欲しいと思ってございまして、万が一異常というか基準値を超えるようなことがあれば、やはり難しいだろうと思いますが、これで実証実験も可能ではないかと思ってございます。

あとは、地域でいろいろ話がありましたが、まずモニタリングについて月

1回という説明を受けましたが、「到底少な過ぎる。もう少し地区も複数点を設置し、月1回でなくもう少し頻度を上げて欲しい」という要望でございました。

それから「測定した値については見えるところに開示して欲しい」ということです。「気になるので常に見える状態にして欲しい」という要望が出ております。

また、「我々の圏域内の処分についてできるだけお願いしたい。今、農家の庭先にあるものを、早く自分の圏域の分だけは処理したい。そのための試験混焼を実施したい」ということでございました。

それからちょっと変わった意見なのですが、「風向きを十分考慮して、試験をして欲しい」という意見も出ました。

それから「できるだけ短期間で、本当に短期間で実施して欲しい」ということで4～5点の意見が出されまして、大変心配をしています。やはり風評被害を大変恐れておりまして、我々の説明は地域住民プラス近隣にある企業の皆さまにも説明をして参りまして、意見を求めた結果の要望でございまして。このような内容を踏まえて「是非協力してみたい」と、試験混焼をやることで今日午前中まとまりましたので、ご報告させていただきます。

○若生副知事：どうもありがとうございました。他の方々でご意見ある方お願いしたいと思います。

どうぞ石巻市長様。

○亀山石巻市長：はい、それでは石巻市です。今回の8千ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方法については、私どもとしては賛成をして、取り組んでいきたいというふうに思っております。

まずはごく低い濃度から試験焼却をスタートさせる。そして各処理施設における安全性を確認しながら丁寧に処分していくということに関しては、私ども2市1町のクリーンセンターですので、2市1町と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

ただ、石巻クリーンセンターの場合にはガス化溶融炉なものですから、ガス化溶融炉としての特殊事情がございますので、そのへんはご配慮いただいて、私どももできるだけ廃棄物についても受入れをしていきたい。

ただ、やはり必要なことは、これから詳細は検討されると思うのですが、「前処理をどうするか」とか、あるいは直接ホッパーに入れてかき混ぜるよ

りはできるだけ小分けにして、ピットに入れるよりはホッパーに入れるという構造上そういったところがありますので、処理場で前処理をするのが難しいところがあります。

それから出てくる溶融スラグについては、市民の、立地している地域の住民の方々との協定もごさいますので、百ベクレル以下にすることと、バグフィルターに留まって抑える飛灰についても、できるだけ低く抑えていくということで廃棄物処理場の、最終処分場の地域の住民の方々の理解を得ていくということで進めていきたいというふうに考えております。

○若生副知事：ありがとうございます。他の方々いかがでしょうか。

どうぞ女川町さん。

○須田女川町長：はい、石巻広域については、ただいま石巻亀山市長からお話があったとおりでございます。女川の場合、焼却施設があるわけではなくて、2市1町で構成している焼却炉になるんで、直接的にうちで燃やすというわけではないのですが、本町の場合は処分場があるということで、関係してくるということになります。ただ、焼却自体をどうするかということはまだ未決定というんでしょうか、また、今日の会議を受けてというところでもありますので、当該地区の方に対するの説明等というのはまだ行ってないというところがございます。ただ、議会の方でやはり、先般の定例一般質問等ございまして、「風評等の影響をどうするのか」というような話がございました。まあ、逆にちょっと私からも「どうお考えですか」と、「それ以外の方法だったらどうしたらいいんですか」という、すき込み等をやりながらあと濃いのはとりあえずそのままにみたい、多分現状さっき180年って話があったけど、全く完結しないようなご提案というか、発言者のお話だったのですが、今なぜ発言の機会をいただいたかという、本町はあの震災がれきで、当然、セシウムが飛んできて、高いところ低いところありましたが、一般廃棄物にも当然付着はしているだろうという前提があるわけです。そういう中で、我々、本町の場合は、東京都23区並びに、市長会等々で構成するそれぞれの焼却場で本町の可燃性廃棄物が3万2千トン、焼却処理をしていただきました。多分、この石巻で2市1町分のものが、焼却、臨時の焼却炉でやっていただいておりますが、うちの東京とかの処理場で、施設工場を受けていただかなかつたら、石巻市さん、あるいは東松島市さん、あと女川町のがれき処理もあと多分1年以上遅れてたかなという認識を持っておりま

す。このときどういうやり方をするかっていうこと、一応方法だけ、実際にやっていますので、お話しますと、まず選別の段階で空間放射線量を測定し、その仕分けした後に、可燃性廃棄物を搬出をするわけですが、そこからサンプリングではありますけれども、実際にあの遮蔽した状態で、放射線量を測定する。今度は、それを本町の場合、JRの貨物コンテナが置いてあるわけですが、貨物コンテナ専用のものを作ってもらったんですが、それで空間放射線量も全部測定する。その上で、こちらから搬出をして、焼却場に入る前、また後、焼却中ということで様々な測定の機会を得て、客観的にどういう状態かというのを、きちっと、やはりオープンにしてお示しをしていくというふうにさせていただき、処理を進めてもらったところでございます。当然、都民の皆さまを中心にいろいろなお声があったようではございますけれども、区長会並びに市長会等、結束して東日本大震災（の復興）支援するんだということでお力添えをいただいた経験があります。ですから、やはり測定の頻度だとか、その正確性、こういったものが重要になるんだらうとも思いますし、あとは、風評ですね、これ議会でも取り挙げられたんですが、風評被害がじゃあ実際に発生した場合に、あるいは発生しているというふうに認識された時、どう認定されて、どのような形で例えば補償だとかどういうふうになっていくか、そのシステム・メカニズム、こういったものが全体のことでなにかしらの風評も含めて被害があったときに、こういう形でちゃんとケアされるんだというところの全体の仕組みですよね。そういったところが出てくることで、ある程度、安心につながっていくところもあるかな、万が一ものが出た場合ですよ。まずは測定等をきちっとしながら、安全性というのはこれだけきちっと担保してやっていくんだという姿勢が、仕組みの中できちっと表現されていくべきなんだらうというふうに思っておるところでございます。すいません、ちょっと長くなりました。一例としてお話をさせていただきました。

○若生副知事：どうもありがとうございました。他の皆さまいかがでしょうか。どうぞ気仙沼市長様。

○菅原気仙沼市長：本市では、まずは前回の市町村長会議の後に議会の皆さまにご説明をしました。説明をした上で住民説明をしたいということをお話しました。一部反対もありましたけれども、住民説明会につきましては異論が全体としてはほぼなかったということで、そのように進んだところでござい

ます。焼却場また最終処分場の近くの住民の皆さんと、一般市民と2回に分けてやりましたが、大変残念なことに集まる方が少なく、そのことが一つ問題があったかなと思います。環境省さんまた県の説明も私は相当程度理解はしていただけたんじゃないかなというふうに思います。質問が出ましたけれども、大体は答えていただいた。それに関わらず懸念というものはいわゆる心配というものにつつましてはありましたが、安全性の理解というのは、ある程度説明してもらえれば広まるものだなという感じは得たところでございます。しかしながら、具体的な進め方とか期間だとか、そういうことがわからなかったということ、各市町から出ておりますけれども、モニタリングのしかたに関してもやっぱり月1回という説明主張では、やっぱり説得力に欠けたところもあるのかなと思っています。それで、この説明会だけで進めるかという、そこは少し厳しいなという感じを得ております。したがって、実際多くお持ちの地域からも出ておりますけれども、他の処分方法というのをどこまで追求できるのかというのを、もう少し明らかにしていただいたり、実際に試験焼却する場合の、もっと細かい手順だとかモニタリングのしかただとか、あと本格焼却をやる場合、本当にどれくらい年数が掛かるんだってというようなこともより具体性を持って説明をしないと、踏み切るところの説明に至ったという感覚には、まだいってないんじゃないかなとそんな感じがしております。本市の方も今、東日本大震災の被災地の首長さん方々からもありましたけれど、当然相当量を、震災がれきを燃やして、焼却灰につつましては、県内の各市町村にお願いしていた経緯があります。そのことにつつましても、市民の皆さま方にしっかりと理解をしていただくように、その都度お話してきておりますが、実際の焼却という意味では、もう少しの説明が必要ではないかなというふうに感じたところでございます。

- 若生副知事：ありがとうございました。今までいろいろご意見をいただきまして本当にありがとうございました。非常に雑ばく的に、大枠、大きな括りで申し上げますと、安全性確保への条件は様々ありますけれども、試験焼却、一斉試験焼却を了とするという地域もございまして、あるいは、もう少しやはり、これをやるには時間が欲しいという地域もあります。そして、また試験焼却は、やはり住民の方々の理解がまだ得られないというところで、難しいという地域もあるというところでございます。また、女川町長様には測定方法のしくみ、安全確保するための努力を経験上からお話をいただきました。そういったところのまとめとして、今、菅原市長様がおっしゃったように、

他の処分方法がどういうものがあるのか、あるいは進められるのかとか、あるいは実際にその試験焼却をするための手順、モニタリング、これをもう少し詳しくご説明をいただきたい。そして、またその後にある本格焼却についても、どのくらいの年限がかかるのかとか、というところで気仙沼市長様から総括的なお話をいただいたというふうに思っております。その中で、他の処分方法という話もございましたので、例えばすき込み、栗原の佐藤市長様の方からは堆肥化というお話もいただいておりますし、すき込みということについての、ちょっとこの場でこの機会にお話を伺えればというふうに思っております。このすき込みをやるということについて方針がほぼ定まっているとか、あるいはそのつもりでいるという方々おられましたら、市長様、町長様の方でおられましたら是非お話をいただきたいと思うんですけど。あの、この間河川敷のすき込みをちょっと涌谷町長さんからいただきましたんですけども、涌谷町長様すき込みについて何かお考えあればちょっとお話しをいただければと思うんですけども。

○大橋涌谷町長：指されたので答えます。確かに涌谷町の廃棄物、4百ベクレル以下が2百トンございます。いわゆる、すき込み可能放射線量です。これは焼却する際の減量ということで十分考慮できると思います。もしその方針が固まった場合は、年明けにでもすぐに地域住民に説明会を開いてご理解いただくような段階までは考えております。以上です。

○若生副知事：ありがとうございます。他の首長様方の中でこの焼却以外の方法でこのような形で進めたいというようないわゆる計画があるとか、そこまでいっていないですけども、こういうつもりでいます、作業を進めているという方がおられましたら是非お願いします。

はい、（南三陸町長様）どうぞ。

○佐藤南三陸町長：はい、南三陸町です。冒頭の知事の挨拶で何とかしなければならぬという思いは、たぶん皆さん共有しているんだろうと私も思っておりますし、県の考え方についても賛同はさせていただきたいと思っております。ただ立場上なかなか発言しづらいのは、焼却場も持っていませんし、処分場も持ってません。したがって、うちとしてもどこかに依頼しなければならない立場でございますので、声高にお話するわけにはいかないんですが、この間11月3日の会議の後に、うちの町の廃棄物につきましては、

約90%が4百ベクレル以下です。したがって、極力町内で処分すべきだろうということで、課長には指示をいたしまして、町とすれば基本的には、すき込みといってもなかなかうちは草地がそんなに広くないものですから、堆肥化でいくしかないのかなという思いがありますが、いずれ両方でその辺を検討しながら、町内で極力外に出さないということでの処理のしかたということを検討していきたいと思っておりますが、ただ基本的に堆肥化するにしても、まだ、その財源をどうするのという問題等々についてはあると思っておりますが、町としての基本的な考え方としてはまずは町内で、できるものは町内で堆肥化あるいはすき込みということで処理をしていきたいというふうに考えてございます。

○若生副知事：どうもありがとうございました。今、南三陸町長様から財源の問題があるにしても、進めたいというおつもりのお気持ちをいただいたわけでございますけれども、他の方々のほうでご意見ございませんでしょうか。どうぞ、色麻町長様。

○早坂色麻町長：色麻町長です。うちの町でも数量的には780トンといたしますと、見てみますと10番目くらいに多いんだなと思われました。南三陸さんではないんですけれども、そのうち85～6%が4百ベクレル以下です。ですので、まだ決定したわけではございませんが、私としては堆肥化を進めたいというふうに思っております。もちろん焼却炉もございません、それから今保管していただいているのはそれぞれ各個人で保管してもらっておりますので、堆肥化をする場合においても、各個人でそれぞれ堆肥化を進めて、それぞれの自分の農地の中に堆肥をすき込んで欲しいというようなお願いをしようというふうに考えております。以上です。

○若生副知事：ありがとうございます。その場合、焼却のほうはいかがなんでしょうか。焼却につきましては。

○早坂色麻町長：焼却については私も賛意は示しているんですけれども、焼却炉もございませんので、あまりこのことについては触れないほうが良いのかなというふうに思っております。試験焼却について反対する気持ちはさらさらございません。進めて欲しいというふうに思っております。

○若生副知事：ありがとうございます。まだ他にございましたら是非お願いしたいと思います。

どうぞ、村田町長様。

○佐藤村田町長：村田町でございます。本町につきましては、全体で約310トンございますけれども、うち99%がほだ木ということで、濃度につきましても、すべてが4百ベクレル以下だという状況になっております。

仙南広域につきましては、先ほど試験焼却ということで、2市7町、まとめましたけれど、結果としまして、本町には焼却施設はございませんから、焼却施設のあるところをお願いせざるを得ない。ただそういう中であっても、できるだけ負荷をかけないような取組も可能ではないかなということで、まだまだ時間は要しますが、焼却でない、いわゆる林地還元だとか、そういった方法を十分検討して参りたいと、このように考えているところでございます。ただその技術的な部分であったり、あとそれにかかる費用であったりというところは、全くの未検討でございますから、その点の、様々な面からのアドバイスを頂きながら、この検討を加速化できればというふうに考えておりましたので、お話しさせていただきました。

○若生副知事：ありがとうございます。どうぞ気仙沼市長様。

○菅原気仙沼市長：各市町によって持っている廃棄物の種類のパーセントは様々だと思います。本市の場合はほだ木が中心で、ほだ木は実際的には各農家さんの敷地の中とか、裏山とかそういうところに現在あるわけですが、個別に聞き取りをしていきますと、相当数の方がほだ木に関しては、いわゆる林地還元ということでなんとか処理できるというふうな考え方を、各農家の方がお持ちだというような状況でございます。

○若生副知事：ありがとうございます。今、すき込み等、そのほだ木とか種別にもよるんですけれども、進めたいというご意見をいただいているわけですが、その他にもお考えがある首長様方おられましたらお願いします。いかがでしょうか。

(挙手なし)

わかりました。それでは先ほど申し上げましたけれども、色々な安全性への懸念はあるにしても、一斉の試験焼却を了という方々、また、もう少し時間がいただきたいという方々、そしてまた一方それは難しいと、意見割れているわけでございますけれど、このような状況の中で、実は保管をしていなくて焼却施設をお持ちの方、あるいは最終処分場をお持ちの首長様方がおられます。このような状況を踏まえまして、是非そういった首長様方の話を伺いたいと思います。

まず初めに利府町長様、このような状況の中でいかがお考えになるか、できればご意見伺いたいと思います。

○鈴木利府町長：はい。宮城東部衛生処理組合、つまり多賀城市を中心に1市3町の焼却施設、さらには最終処分場、さらには塩竈市の最終処分場を控えてまして、大変そういった意味で、この圏域におきましては保管量ゼロであります。保管量ゼロ。その一方で我々は、大震災で、大変がれき処理については他の市や町にはお世話になったと、そういうことで全ての市町の長が、この焼却処理というのは賛同いただいております。

しかし一番なのはなんと言っても、放射線量のモニタリングというのが一番で、どこの説明会でも懸念されるわけですが、本町では承知のとおり利府町の、汚染物質をすでに焼却を終えております。このことにつきましては、もちろん焼却灰の線量、焼却時の線量、さらに慎重に放射線量を測定しながら混焼して、無事終わって、そしてモニタリングポストを焼却炉周辺に10か所設けて常時測定している。その中にはダイオキシンもあります。そこに放射線量の測定も加えて、なんとか保管している皆さまの負担を軽減しようということで、2市3町の首長が全員焼却に、賛成。一刻も早く焼却し、塩竈市・多賀城市が、一番、管理者であります。このことについては2市3町の首長は全員同意でございます。我々も経験上一刻も早く処理した方がいいと思う。そのためには保管者の皆さまの、負担軽減について、協力するという立場でありますから、よろしく願いしたいなど。

○若生副知事：ありがとうございました。こういった、先ほど、繰り返しになりますけれど、一斉焼却という話で進んできておりまして、そういった状況の中で皆さま悩ましい問題だと思うんですけど、利府町様と同じように全部処理が終わっている仙台市長様の方から、このような状況の中で、仙台市さんとしてどう対応できるのか、是非ご意見伺いたいと思います。

○奥山仙台市長：紹介いただきましたけれど、仙台市としては既に、埋立処分地の石積の住民の皆さまのご理解をいただいて、仙台市が保有していたものについては焼却処理が終わっているというところがございます。しかしながら今回、11月に知事からご提案のありました、全県一斉での試験焼却ということにつきましては、やはりこれは全県で取り組むという大きな一つの自治体共同の課題として捉えるべきというのは、誠にそのことの主旨はよく受け止めさせていただきましたので、まずは試験焼却に仙台市だけが入らないという選択はないであろうと、議会にもお話を申し上げてきたところでございます。

なかなかこの間、各地で行われました住民説明会等の状況等を報道等で拝見している限りでは、やはり地域住民の皆さまのご不安も大きいというのは、この間承知して参ったところでございますし、また、私どもの最終処分地をお願いしております、富谷市の地域の中にあります石積処分場周辺の住民の皆さまに、ご説明を差し上げておりますけれども、やはりいろいろな懸念、また、ご不安というのが強いということについては、私も十分にこれを承知しているところでございます。

今日、改めて各首長さん方から、各地域での現状というのを伺いますと、今、若生副知事がおまとめくださいましたように、焼却ということに向かいたいという気持ちを強くお持ちの地域、またそれ以外の方法に取り組みたいという地域、また、それ以外に、焼却になるかもしれないけれども、まずはしばらく時間的猶予が欲しいという地域、大きく3つの方向性に分かれているのかなというふうに伺わせていただいております。

仙台市といたしましては、全県が挙って焼却をするという前提で、本市としてこれに臨むのだということ、私としてもそのように議会にもご説明させていただき、そのことの意義ということで、ある意味では保管量がない仙台市が、これに参画する意味を申し述べさせていただいて参りましたので、現状、保管量の一定量多い地域においても、焼却以外の道を探りたいというお声はかなりおありになる現状としますと、仙台市民に対して、現状で即、先ほど11月に県の方からご提示のあった、例えば年明けすぐに試験焼却に入るという状況にはなりにくい、そのことをご理解いただくというのは、現状では難しいかなと、私としては思ったところがございます。

○若生副知事：ありがとうございます。いろいろご意見いただいております

が、全体、どの切り口でも結構でございますけれども、他にご意見のある方々、是非、挙手の上ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

だいたい意見が集約されたのかなと、出尽くしたのかなと言う感じもいたしておりますがよろしいでしょうか。そういうことであれば知事の方から、今までの意見を踏まえてお話をお願いいたします。ご提案等もいただいておりますのでそれも踏まえてお願いします。

○村井知事：どうもありがとうございました。大変素直な意見交換ができたというふうに思っております。今日この会議に臨むにあたって、私は白紙で臨みました。皆さまのご意見を聞いて、冒頭挨拶したように「一步、二歩でも前進できるようにとりまとめなければならない」という、そういう思いで臨んだわけでございます。

いろいろ問題提起ございましたけれども、今、仙台市長さんからお話いただいたとおり、だいたい3つに意見は集約しました。大部分の方は試験焼却をやっても良いのではないかとございまして。あと、お一人の首長さんは、もう少し焼却以外の方法を探りたいと、もう少し時間が必要ではないかというご意見でございました。もう一人の首長さんは、試験焼却はやるべきでないというご意見でございました。いずれも、それぞれ貴重なご意見として受け止めなければなりません。

ただ、11月3日の市町村長会議でお話いたしましたのは、すべての35人の市町村長さん方が同意して、ご理解をいただいた上で焼却し、最終処分場に埋め立てるということでお話をいたしましたので、その前提が狂うとなりましたならば、なかなか住民の皆さまのご理解や、議会のご理解が得られないものと、このように考えます。

したがって、ここで提案でございますけれども、まずは焼却によらない方法、すき込み、あるいは堆肥化、これを是非すべての自治体で、廃棄物を持っている自治体は自分の自治体の中で処理できるように努力をしていただきたいと、このように思います。その上で、その状況のある程度時間をかけて検討していただき、具体的に見通しを把握していただいた上で、その上で、私どもで状況を確認いたしまして、改めて市町村長会議を開催し、皆さ

まの状況報告をお伺いした上で、試験焼却について皆さまにお諮りをしたいと、このように考えてございます。

その時期でございませうけれども、だいたい半年以内くらいを目処に市町村長会議を開きたいと、このように考えてございます。

なお、堆肥化、すき込みに掛かる費用でございませうけれども、改めて環境省の方に確認をいたしました、「すべて環境省の財源で対応いたします」ということでございましたので、堆肥化、すき込みについての経費の不安というのは持たないでいただきたいと、このように考えてございます。

ただ、まだ、試験焼却というものが無くなったわけではございませんので、引き続き住民説明会等開催していただきまして、県や国の担当の者が伺って説明する機会は設けていただければとこのように考えております。

あと、この間、いろいろな方とお話した上で、やや考え方が統一されていないなと思ったことがございますので、ここでご紹介をさせていただきます。

それは、牧草の堆肥化とすき込みのやり方についてでございます。堆肥につきましても、すき込みにつきましても4百ベクレル以下のものにつきましても、どこにすき込んでも、どこに散布していただいても結構です。4百ベクレルから8千ベクレルのものにつきましても、汚染牧草が生産された元の草地、元の場所に還元する場合は、その場所では、すき込んでいただいたり、あるいは散布していただいても結構だということでございます。よろしいでしょうか。ただし、そこから出てきた農作物につきましても、百ベクレル以下でなければ売ることにはできないということです。百ベクレル以下じゃないと売ることにはできません。分かりましたね。そして、かかる費用でございませうけれども、すき込みをする経費、それから堆肥化する経費については環境省の予算を使えますけれども、堆肥をたくさん作り、作り過ぎてしまって処理ができなくなってしまった、それが4百ベクレル以下であっても、作り過ぎてしまったということになり（使いきれないから）その堆肥を今度焼却したいとなりましたならば、それは一般の廃棄物ということになりますので、環境省の予算は使うことができません。

堆肥を作るための予算は環境省の予算を使えますけれども、堆肥を作り過ぎたから、それを処分するための経費を国の方に求めてもお金は出ませんので、堆肥化する場合には還元農家の確保、ごめんなさい還元農地の確保、還元する農地をしっかりと確保するということが、また、利用の目処をしっかりと図った上で、どのくらいの量を作れば良いのかということを考えて堆肥を作っていたらいい。とにかくまず堆肥を作って薄めることだけをやって、あと

で堆肥ができ過ぎて処理に困ってしまったということで「なんとかしてくれ」といわれましても、県も、国も、何もお助けできないんですよということだけ、ここで私からお話をしておきたいというふうに思っております。是非とも皆さま堆肥化も、ごめんなさい、一つ部長から訂正がございました。先ほどの4百ベクレル以下の堆肥については、「どこに散布しても」と言いましたけど、「どこの農地に散布しても良い」ということで、その辺の道路に捨てたりしてはだめですからね。間違えないでくださいよ。農地には散布しても良いということです。すき込みも農地にすき込んでいくということでございます。そこだけ勘違いしないようにしていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、まずは、皆さま方、処理をしなければいけないという意思はお持ちだという事が確認できまして非常に有意義でございました。すき込み、堆肥化をまずやっていただいて、そしてその様子を見ながら、試験焼却について改めて皆さまにお諮りしたいと思っております。その時期を半年以内とさせていただきますので、できるだけ早く堆肥化、そして、すき込みについて、お取り組みをいただきたいと、考えてございます。よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○早坂色麻町長：堆肥化、すき込みの場合の費用というのは、例えば「1ロールいくら」とか、「1トンいくら」とか、具体的な費用は分からないのですか。

○後藤農林水産部長：費用の基本的な考え方については、「1トンいくらだ」という単位ではなくて、作業工程にかかる様々なそのプロセス上の必要な費用になろうかと思っておりますので、それは別途積算をさせていただくということになると思います。「1トン当たりいくらだ」というような単価的な考え方ではなく。

○早坂色麻町長：結局、県の方からか、環境省の方から提示されるというふうになるということですか。

○後藤農林水産部長：そうなります。

○早坂色麻町長：だって量的に多い人、少ない人があるわけですから、基準が

ないとちょっとこちらでも説明するのに困ると思うんですね。

- 村井知事：では、私の方で、皆さんがそれぞれ個別に国の方に確認したら混乱しますので、宮城県の農林水産部の方がしっかり農水省と環境省とよく調整いたしまして、我が方の農林水産部の方から皆さま方に、担当の方に、報告をさせていただきますして、一度、市町村の事務方に集まっていただいて説明会を開催させていただくという事にしたいと思います。そこでまた担当者の人から質問出していただいて、分からなければもう一回諮って、調べて、またお答えするという形にさせていただきますたい。ここはちょっと首長同士なので、そこまで詳しいことは分かりません。その方向だけまず皆さんでご理解いただきたくと思います。では、副知事お願いします。
- 若生副知事：先ほど、知事からご提案させていただきました件でございますけれども、皆さま、まずご質問とかご意見がございますでしょうか。どうぞ伊藤市長さん。
- 伊藤大崎市長：各市町村長さん方のご意見を拝聴させていただきました。今知事がとりまとめた形で、減量化については前々から研究課題でありましたので、真剣に取り組むということは否定いたしません。研究いたします。ただ、前回の話し合いの中で、全ての市町村が一緒になってこの問題に取り組むという中で、県からは混焼の提案をいただきました。混焼を説明して、いろいろな課題が浮き彫りになったことは、このまま凍結しておくのではなくて、課題が浮き彫りになって、これは県の職員が全ての地域を歩いているはずですので、この課題はやはり、国と一緒にどう理解いただくための新たな資料なり、データが必要なのかということは、この間にしっかり研究していただかないと、数か月後にすき込みや堆肥化でこれくらいやりますと、残りをどうするかという時、かなりの量の問題については、この間に課題整理をしっかりしておかないことには、せっかく、みんなで前に進めようという形の中、また足踏み状態になってしまいますので、減量化の新たな努力なり可能性は探りますが、何度かある意味では腹をくくって、場合によっては危険を覚悟で説明会をやって、それで出された課題というのは無にしないいただきたい。活かしていただいて、その中でどうクリアできるかというのを、しっかりと提案の準備はしておいていただきたいと思います。

○村井知事：はい，試験焼却について，私は全くまだ諦めたわけではございませんので。さらにいろいろいただきました，いろいろ言われました課題を一つずつ潰して行って可能性を追求したいということでございますので，私の想いを皆さま受け止めていただきたいというふうに思います。ただ，今日の時点で試験焼却に踏み込もうということにはならなかったということでございます。ですから今言われたように課題をしっかり受け止めて，うちの方で検討しますし，さらに皆さん，住民説明会等，今回なかなか詳しくできなかった，まだ足りないと思うところがありましたならば，言っていただきましたならば私どもも足を運んでさらに詳しく，国と一緒に説明をさせていただくということでございますので，ご理解をどうぞ賜りたいというふうに思います。頑張ります。

○若生富谷市長：富谷市でございます。今回全域，一斉にはないということで，試験焼却はないと思って差し控えたところはあったんですけど。一応基本的に富谷，先ほど奥山市長からも発言がありましたように，最終処分場が，富谷市の石積地区にございます。昨今，説明会をしていただいたところでございますが，なかなか石積地区の住民の方々に，安全性等含めて理解いただけることはできませんでした。全会一致で反対という表明をいただいたということは，今日一応，お伝えしておきたいと思っております。

○若生副知事：はい，ご理解いただきまして，どうもありがとうございます。それでは知事からのご提案，大崎市長様からもご意見いただいた上での知事のご提案なんですけども，皆さまにお諮りしたいと思いますけども，これで同意をいただいたと言うことでよろしいでしょうか。

○一同：（異議なし）

○若生副知事：ありがとうございます。それではこの同意に基づいて，これからのまた作業，取り組みを進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○司会：以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
ありがとうございました。